

「(仮称) 稲庭風力発電事業」環境影響評価方法書に対する知事意見

当該事業の対象事業実施区域(以下「実施区域」という。)及びその周辺は、白神八甲田緑の回廊及び安代・浄法寺地区における緑の回廊や、岩手県環境保全指針において重要な動植物種が生息・生育する地域とされている保全区分 B に位置付けられる地区が存在するなど、環境保全上、重要な地域である。

このため、本地域の自然環境の形成に関わった地元自治体及び住民等によるこれまでの取組を理解した上で、以下の措置に対して有識者の意見を聴き、改めて事業計画の検討を行い、その検討経緯を準備書に記載すること。

1 総括的事項

- (1) 本事業では、方法書手続に先行して、既に前倒し調査を実施済又は一部実施中であるが、環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、本意見及び後段の 2 で述べる事項について、十分な追加調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 実施区域及びその周辺には広範囲に渡り緑の回廊が存在することから、生態系への重大な影響が懸念される。このため、事業の実施に当たっては、後段の 2(5)アにおいて述べているとおり、緑の回廊の設定による自然環境の形成や維持に向けたこれまでの取組等を理解した上で、その機能が損なわれないように十分な調査、予測及び評価を実施し、実施区域が妥当であるか改めて慎重な検討を行うこと。
- (3) 環境影響の予測については、これまでの審査会の意見や当該環境影響評価項目の知見を有する専門家の助言を踏まえ、実施区域及びその周辺における環境条件等を十分考慮して行うとともに、できる限り定量的な手法を用いること。
- (4) 実施区域及びその周辺では、他事業者が計画している風力発電事業が存在し、将来的に累積的な環境影響が懸念される。このため、他事業者との調整及び情報収集に努め、複数の工事の実施及び施設の稼働による影響を最大限考慮するとともに、累積的な環境影響について調査、予測及び評価を実施し、影響を回避又は極力低減する対策について準備書に示すこと。
- (5) 実施区域及びその周辺の関係者や住民のみならず、実施区域内の白樺野周辺における国有林を含む緑の回廊の形成に関わった住民等も含めて、より広い範囲の住民等に対し、事業内容の十分な説明を行い、理解を得られるよう努めること。
- (6) 本事業計画は、風力発電設備の大型化に伴う環境影響の回避・低減の検討よりも、事業性の検討が優先された計画になっていることから、上記のほか、後段の 2 で述べる事項により、本事業による重大な環境影響を回避又は十分に低

減できない場合は、風力発電機及び附帯設備の位置・規模又は配置・構造(以下「風力発電機等の位置等」という。)の変更並びに基数の削減を含む実施区域の縮小等を最優先に検討すること。

2 個別的事項

(1) 大気環境

実施区域及びその周辺には、稲庭岳を中心に多くの「人と自然との触れ合い活動の場」や複数の住居、その他の環境保全についての配慮が必要な施設が存在し、工事の実施及施設の稼働に伴う騒音等による大気環境への影響が懸念される。このため、騒音等の影響については、環境省が定める「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」等に基づいて一概に評価するのではなく、平成30年10月に世界保健機関(WHO)欧州地域事務局が改訂した環境騒音についてのガイドラインを参考にするなど、最新の知見に基づいて、専門家等からの助言を踏まえた大気環境への影響に関する十分な調査、予測及び評価を実施すること。

また、稲庭岳等の「人と自然との触れ合い活動の場」は、一定程度の静穏性が求められる場であることから、十分な予測及び評価を実施し、施設の稼働により静穏性が妨げられることがないように対策を講ずること。

(2) 水環境

実施区域及びその周辺には、水道水源、水源かん養保安林及び湧水が存在することから、土砂の流出や濁水等による水環境及び地下水への影響が懸念される。このため、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施すること。

(3) 動物

ア 実施区域及びその周辺は、猛禽類の生息及びガン・カモ類等の渡り鳥の経路となっている可能性があり、本事業計画では、国有林と隣接する民有林の緑の回廊内に複数台の風車を設置する予定である。このため、準備書の作成に当たっては、専門家等の助言も踏まえた上で、以下の(ア)から(ウ)の事項について、さらなる追加の調査、予測及び評価を実施し、その結果を準備書に記載すること。

(ア) 猛禽類の調査期間について

本県では、平成20年に県内の別の風力発電設備において、回転する風車ブレードとの衝突が原因と推察されるイヌワシの衝突死(バードストライク)が非営巣期に発生している。これは、風力発電設備でのイヌワシ調査について営巣期を中心に実施し、非営巣期での調査期間及び回数が不足していたため、イヌワシの飛来及び滞在の行動圏を把握できなかったことが要因と考えられている。また、実施区域及びその周辺は、専門家による調査や文献資料からイヌワシ等猛禽類の重要な生息地であることも確認されていることから、猛禽類の行動圏を詳細に把握し、同様の事例が生じないよう衝突死のリスクを回避する必要がある。このため、専門家等から

の助言を踏まえ、少なくとも2シーズン以上の非営巣期における十分な調査、予測及び評価の実施を強く要望する。

(イ) 実施区域及びその周辺での渡り鳥の調査について

既に述べているように実施区域内の緑の回廊は、多くの野生生物の生育・生息地となっており、ガン・カモ類等の渡り鳥の渡りルートや小鳥の繁殖地、餌資源の提供地となっている可能性がある。このため、緑の回廊付近に設置予定の風車について、下記の通り、繁殖期になわばり記図法(テリトリーマッピング)による調査、予測及び評価を実施すること。

- ・ 設置予定の風車地点のうち、ブナ・ミズナラ二次林、カラマツ等人工林、牧草地の3つの植生タイプごとに各3地点を選定し、選定地点から数百m離れた地点に対照区を設置すること(合計で3植生×3地点×2[選定地点及び対照区]=計18地点)。なお、ブナ・ミズナラ二次林からの選定は、緑の回廊内の風車から3地点とし、カラマツ等人工林及び牧草地からの選定は、緑の回廊外からの選定も可とする。また、対照区については実施区域外でも設定を可とする。
- ・ 定点調査により観測された全ての出現鳥(定点を中心に周囲360°、距離約200m先まで観測された出現鳥の鳴き声・姿も含む)の個体を地図上に明記し、準備書に示すこと(1定点の1回の観察時間は日の出から午前8時ぐらいの間の20分程度とし、これを定点ごとに5月下旬から6月の期間のそれぞれ別の日に最低3回は繰り返すとする)。

(ウ) 実施区域及びその周辺での夜間調査について

実施区域及びその周辺では、夜間のみ確認できる種も多く存在するため、既に実施済及び実施中の夜間の前倒し調査以外に、前倒し調査地点又は新規調査地点における鳴き声の調査を追加するなど、十分な調査、予測及び評価を実施すること。

イ 実施区域及びその周辺には、希少なコウモリ類の生息が確認されており、既存の前倒し調査の方法では飛翔実態が分からない種も存在する可能性が高いことから、専門家等からの助言を踏まえ、複数の調査地点において、現状で最善の手法であるLEDライト又は遠赤外線ビデオカメラによる十分な調査、予測及び評価を実施すること。

ウ 前倒し調査において確認できた哺乳類について、調査手法や種判別ができなかった種に関する情報を準備書に明記すること。

(4) 植物

実施区域及びその周辺には、緑の回廊や保安林及び植生自然度が高いとされたブナ群落やヤマハンノキ群落が存在し、土地改変等による植物や植物を餌資源としている動物への影響が懸念される。このため、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施すること。

(5) 生態系

ア 実施区域及びその周辺には国有林を含む緑の回廊が存在し、緑の回廊内に複数台の風車が設置される予定である。緑の回廊内は多種多様な生物のつながり

で形成される環境となっていることから、事業実施に伴う樹木の伐採や作業路の整備、風車の設置等により、緑の回廊の機能が大きく損なわれる恐れがある。このため、専門家等からの助言を踏まえ、事業実施に伴う改変による緑の回廊の機能への影響を十分に調査及び予測し、その結果を準備書に明記すること。なお、調査予測の結果、緑の回廊の機能が損なわれる可能性がある場合は、風力発電機等の位置等の変更及び基数の削減を含む実施区域の縮小等を検討すること。

イ 生態系への影響予測で用いるデータについては、上位性及び典型性の種のみならず生息数の多い生物種のデータも含め、専門家等からの助言を踏まえた予測及び評価を実施すること。

(6) 景観

ア 実施区域及びその周辺には、稲庭岳及び稲庭岳キャンプ場からの眺望点や、稲庭岳山麓には温泉を備えた宿泊施設が存在し、本事業により、これらの眺望点や施設からの景観への影響が懸念される。このため、地元住民及び関係者だけでなく利用者の意見を聴くとともに、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえ、景観への影響を回避又は極力低減すること。

イ フォトモンタージュの評価にあたっては、作成に使用した写真や配置計画等の設定条件と併せて、フォトモンタージュを評価した者によって視認状況や評価視点が異なることから、評価者及び評価方法等、客観的かつ科学的な情報を準備書に示すこと。

(7) その他

実施区域及びその周辺には、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき指定された土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域のほか、国立研究開発法人防災科学技術研究所 J-SHIS (Japan Seismic Hazard Information Station) Map によると、複数の地すべり地形が分布している。近年、気候変動の影響による突発的な豪雨が多発する中で、土砂災害等の発生が懸念されるため、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施すること。また、準備書段階での工事計画に関する防災対策を可能な限り明記すること。

3 関係市の長からの意見

実施区域を管轄する市の長から提出された環境保全の見地からの意見は別添のとおりであるので、その内容に十分留意するとともに、適切に対応すること。